

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日条例第 9 号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第 3 条第 1 項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	川崎市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	68-3：心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日条例第 9 号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第 1 の項	47	
③番号法別表第 2 の項	68	
④番号法第 9 条第 2 項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月20日条例第71号）別表第 1 の 1 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日条例第 9 号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第 1 条	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日条例第 9 号）第 1 条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第 1 条 この条例は、県が、在宅の重度障害者等に対し、神奈川県在宅重度障害者等手当を支給することにより、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年 3 月31日 条例第 9 号）神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則（昭和44年 3 月31日規則第24号）事務処理の特例に関する条例（平成11年12月24日 条例第41号）事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年 3 月31日 規則第39号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項2号	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第 5 条第 1 項
事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第 5 条の神奈川県在宅重度障害者等手当の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項2号イ	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則第 1 条第 3 号、第 1 条第 3 号ア、第 1 条第 3 号イ（イ）、第 4 号、第 4 号ア、第 5 号、第 5 号ア、第 5 号イ（イ）、第 5 号ウ、第 6 号及び第 6 号ア
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項2号ハ	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則第 1 条第 3 号、第 1 条第 3 号ア、第 1 条第 3 号イ（イ）、第 4 号、第 4 号ア、第 5 号、第 5 号ア、第 5 号イ（イ）、第 5 号ウ、第 6 号及び第 6 号ア

②情報提供者	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項2号	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第12条第1項
事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第12条の神奈川県在宅重度障害者等手当を受けている者の現況の届出についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項2号イ	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則第1条第3号、第1条第3号ア、第1条第3号イ（イ）、第4号、第4号ア、第5号、第5号ア、第5号イ（イ）、第5号ウ、第6号及び第6号ア
②情報提供者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
③提供を求める特定個人情報	年金給付関係情報	年金給付関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 の2項2号ハ	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則第1条第3号、第1条第3号ア、第1条第3号イ（イ）、第4号、第4号ア、第5号、第5号ア、第5号イ（イ）、第5号ウ、第6号及び第6号ア
②情報提供者	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
備考		

届出日	2021年05月31日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	